

平成20年12月25日
国土交通省住宅局
住宅総合整備課

平成21年度住宅関係予算（障害者関係部分抜粋）

【新規制度等 障害者等の居住の安定確保】

①高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充 **参考資料1**

高齢者、障害者等の居住の安定確保を図るため、高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充する。

②公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充 **参考資料2**

公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援するため、公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

③安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充 **参考資料3**

安心住空間創出プロジェクトを推進するため、一定の要件を満たす公営住宅団地について、既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

2. 内容

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について対象世帯及び滞納家賃に係る保証月数の見直しを行う。

①対象世帯

現行：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～4級、精神1～2級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

改正：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～6級、精神1～3級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

②滞納家賃に係る保証月数

現行：家賃の6ヶ月

改正：家賃の12ヶ月

公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげ、公営住宅等ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を実現する。

また、公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援し、障害者等の居住の安定確保及び自立支援等を図る。

2. 内容

- (1) 公営住宅等長寿命化計画策定に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

※公営住宅等長寿命化計画に基づかない公営住宅等の改善事業及び建替事業への助成は、平成 25 年度までの措置とする。

- (2) 公営住宅等ストック総合改善事業に「長寿命化型」改善（公営住宅等の劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための設備等の改善）を追加し、当該改善事業に要する工事費及び設計費を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

なお、「長寿命化型」改善については、平成 3 年度以降の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて整備されたものも対象とする。

- (3) 公営住宅ストック総合改善事業の「安全性確保型」（耐震性の確保に係るもの）における耐震診断及び耐震改修の設計に要する費用、耐震改修に伴う入居者の移転に要する費用（移転件数 1 件につき 171 千円を限度）及び仮住居等借上に要する費用（仮住居を借り上げる月数につき 12 月、仮住居 1 件につき 47 千円/月を限度）を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

- (4) 公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

公営住宅団地の再整備に際して福祉・医療施設等の整備を促進し、高齢者等が安心して住むことができる安心住空間の創出を図る安心住空間創出プロジェクトを推進する。

2. 内容

再整備を行う公営住宅団地のうち、一定の要件を満たすものについて、公営住宅等整備事業（地域住宅交付金（基幹事業））の既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> 既設公営住宅等の除却費。ただし、公営住宅等の建設等に係るものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 既設公営住宅等の除却費。ただし、以下のイ又はロに係るものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> イ 公営住宅等の建設等 ロ 公営住宅の用途の廃止に伴い生ずる土地における福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備（除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る） 既設公営住宅の除却に伴う入居者の移転に要する費用。ただし、新たに整備される福祉施設、介護施設、医療施設等に供する土地に存する既設公営住宅の従前入居者に係る移転費用（移転件数一件につき、171千円を限度）に限るとともに、除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る。